

今定例会におきまして、決算特別委員会に付託になりました認第1号、平成15年度長井市歳入歳出決算認定について並びに認第2号、平成15年度長井市水道事業会計決算認定についての2件について、審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月3日の本会議において、議長及び議会選出監査委員を除く全員で構成する決算特別委員会を開催、正副委員長を選出し、会議日程に従い9月16日に慎重審議が行われた次第でございます。

決算の審査に当たりましては、本会議における市長の提案説明並びに監査委員の監査報告、委員会における収入役を初め担当課長よりの細部にわたっての説明を受け、総括質疑の後、会計別に質疑を行い、そして採決を行った次第であります。その経過については、再び申し上げますことを省略させていただき、後日会議録によりご承知いただくようお願い申し上げます、結果のみご報告いたします。

認第1号、平成15年度長井市歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号、平成15年度長井市水道事業会計決算認定については、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程において委員から出されました質疑を踏まえ、日ごろの業務については、遺漏のない事務の執行に当たられるよう望むものであります。

ご協力を賜りました委員各位並びに詳細な決算審査意見書を提出いただき、審査に便宜をいただきました監査委員、事務当局に対し、深く感謝を申し上げます。報告を終わります。鈴木良雄議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第1、認第1号並びに日程第2、認2号の以上2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、認第1号、15年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号、平成15年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

総務・文教常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、総務・文教常任委員会の審査報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

総務・文教常任委員会に付託されました審査

報告を申し上げます。

平成16年第5回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案2件、請願2件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月10日に開催し、委員全員出席のもと、所管課長並びに紹介議員の出席を求め審査をいたしております。

それでは、初めに、議案第53号、字の区域及び名称の変更について申し上げます。

本案は、土地改良法に基づく、県営宮原地区経営体育成基盤整備事業により、従来、字界と定めておりました道路、水路等が排除され、新たな区画に基づいた道路、水路等が設置されたことに伴い、新たに字界を定め、字の名称の変更をするために提案されたものであります。

審査に当たり、農林課長より、本事業は、平成11年度から事業に着手し、今年度完了予定となっており、面積は67.7ヘクタールであり、総事業費は12億1,590万円になる予定であるとの説明を受けたところでございます。

質疑に入り、委員からは、苦勞された換地作業のこれまでの経過と地権者や地元から意見や質問はなかったのか、との質疑がなされ、これに対し農林課長からは、調整水路で区切られたところに飛び地が残ってしまったため、どうしても避けることができないという換地部会の判断に基づき、花作町七兵衛坪下と長町を飛び字にすることを施工委員会です承いただいたという経過がある。

字の名称についての異論はないが、清算方法について少し不満を持っている方がおられるため、換地部会の役員を中心に、現在協議を重ねているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、全員一致で原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

次に、議案第56号、長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市営バス今泉駅・公立置賜総合病院線を廃止し、新たに致芳地区から市中心部、平野地区、豊田地区を經由して公立置賜総合病院まで運行する新路線バスを設置するために提案されたものであります。

審査に当たり、企画調整課長より、新路線の選定にあたっては、地域交通バス運行の空白地域解消と市街地への通院者や買い物客の利便性を図るために、利用動機となりやすい個人医院商店街などを經由するようルートの設定を行ったとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、山形鉄道とこれまで二次交通の利便性を図るための話し合いを行ってきたのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、山形鉄道とは、今回の運行について、趣旨とルートの概略を説明して協議を行っています。山形鉄道からは、フラワー長井線と平行して運行する区間があり、多少の影響はあると思うが、やむを得ないという返事をいただいていますとの答弁を受けたところであります。今後も利便性を図るために、利用者や地域の方々の要望を伺い、山形鉄道と調整を図っていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、以前山交バスの路線が廃止になったときに、地元から代替バスの要望は出なかったのか。市はどのような判断をしたのか、との質疑がなされ、これに対し企画調整課長からは、その当時、致芳地区の住民からは代替バスの運行の要望が出されていると思うが、山交等への委託による運行は財政的に難しく、自家用バスでの運行が一般的に行われるようになったのは最近であるので、当

+

時、道路交通法第80条の許可を得ての運行見通しを立てられなかったのではないかとと思われるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、もし採算がとれなくなった場合、赤字幅がどれくらいまでだと運行できると考えているのか。西根バスのように手を挙げて乗降できるよう検討する考えはないのか。さらに、今回の運行計画は、将来的には西根バスと一本化し、空白地域の解消の第一歩としてとらえてよいのか、との質疑がなされ、企画調整課長からは、シャトルバスの赤字額程度であれば、当分は運行を続けていきたいと考えている。フリー区間の設定については、警察と協議し可能な区間があるので、運行が安定してきたら検討したいと考えている。交通体系については、西根、伊佐沢地区を含め、将来一本化は必要であると考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、地域住民に利用拡大を強く働きかけ、相乗効果の出るような方策を積極的に講じるとともに、安全対策についても万全を期し、運行管理者の設置をぜひ検討してもらいたいとの質疑がなされ、企画調整課長からは、通院のための利用が多いため、病院付近にできるだけ停車するように、ルート設定を行っている。二次交通としての役割十分果たせるよう、今後も利便性アップに努力していきたいと考えている。安全対策については、安全運転ができるよう十分検討し、安全体制が図られるような運営体制を今後も講じていきたいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、地域住民の要望にこたえて提案されたものであり、本案には賛成であるが、現在運行している西根バスと伊佐沢バスとは異なる方式での運行であり、フラワー長井線との連携をどうするか、さらに十分に検討を加えるとともに、市民から理解、

協力が得られる統一した運行体系と市全体の交通体系をこれから検討し、つくっていただくことを強く要望し、賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第10号、国営としての郵政事業堅持に関する意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、長井市栄町7番36号、安城 博氏より提出されたものであります。趣旨とするところは、郵政事業は、全国2万4,000余の郵便局ネットワークを通じて、郵政三事業を初め、各種年金の支払事務などの公的サービスを全国あまねく公平に提供し、国民生活の安定向上と福祉の増進に大きく寄与しているところであり、今般、郵政事業の民営化があたかも規定路線のごとく報じられ、国民の意見が全く反映されていない状況にあり、まさに「まずは民営化ありき」のみが先行しており、民営化になれば郵政三事業一体の全国ネットワークが崩れ、過疎地域のサービスの低下や全国均一料金制度の崩壊につながり、利用者にとって不利益になることから、現行の経営形態を引き続き堅持し、今後とも国営・非営利としての郵政事業を行うよう、意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、請願文から、今後も民営化の選択肢がないように受けとめられる。民営化されたドイツでは、過疎地から郵便局がなくなっており、日本もそうになっていくのか。また、民営化されると何が違ってくのか、との質疑がなされ、紹介議員からは、国民のための真の事業になり得るのか、十分検討すべきであり、民営化も選択肢の一つであり、未来永劫民営化を否定するものではないと考えている。郵政公社がスタートとし

てまだ間もなく、十分な国民的な議論もせず一方的に民営化ありきは、国民の合意を無視するものと考えている。都会と地方では認識に違いがあると思っている。民営化されれば、不採算部門は切り捨てられ、交通弱者や高齢者には特に不便を来すことになる懸念している。郵便貯金の運用についても、民営化になった場合どうなっていくのか全く不透明で、具体像が不確定の状況であり、この時期に民営化するのは総論的におかしいと思っている、との答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、郵政三事業の中でも特に郵便、貯金事業は、どこに住んでいても、全国均一料金であまねく公平にサービスが受けられ、さらに、年金の受給などの恩恵も受けられるシステムは、非営利の国営だからできるのであり、長井市にとっても郵便局、郵便事業は不可欠である。民営分割化になれば、自由競争の名のもとに、利用者の負担増や不採算地域から郵便局が撤退され、サービスの地域格差が危惧されるので、現行経営形態を継続させるべきであり、本請願を採択し、意見書を提出して民営化ありきを押しとめる力にしていくべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第11号、学校事務職員および学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願について申し上げます。

本請願は、山形県教職員組合西置賜地区支部支部長、高橋 憲氏より提出されたもので、その趣旨は、学校事務職員、学校栄養職員の給与費等を義務教育費国庫負担法から適用除外することなく、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して意見書を提

出していただきたいとするものであります。

審査に入る前に、大滝教育長から、本請願が提出された背景と適用除外となった場合の地方自治体や学校の運営に与える影響についての説明を受けた後、質疑に入り、委員からは、これまで教育長会議で具体的に協議をしたことがあるかとの質疑がなされ、これに対し、教育長からは、就任以降は話し合われた経緯はないが、過日開催された山形県教育委員大会において、義務教育費国庫負担制度堅持を求める要望書が採択されているとの説明を受けたところであります。

また、委員からは、同制度は堅持すべきであると考えているが、もし適用除外となった場合、長井市の影響額はどれくらいになるのか、との質疑がなされ、管理課長からは、長井市には各小中学校に県費で学校事務職員と学校栄養職員を10人配置していただいております、その分が市の負担となるが、交付税で措置されているので、全額市税負担になることはないと思う、との説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、地方6団体の改革案に、中学校教職員分8,500億円の削減が盛り込まれたが、まだ決定されたものではなく、教育をどうするか、国、県を通じてもっと議論を深めるべきであるという附帯意見がついている。学校、教育のあり方が取りざたされており、もっと尊重し議論するべきである。国庫負担と補助とは性質が異なるものであり、負担は永続的に続けるべきであり、自治体の財政力いかんによって、教育の条件整備や学校運営に格差が生じることがないように、国が財源を保障する現行制度は残していくべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、即刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申

し上げます。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

鈴木良雄議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

それでは、日程第3、議案第53号から日程第6、請願第11号までの以上4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、議案第53号、字の区域及び名称の変更についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第56号、長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第10号、国営としての郵政事業堅持に関する意見書提出方請願の1件について、総務・文教委員長の報告は採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第10号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第11号、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するように、国に対して「意見書」の提出を求める請願の1件について、総務・文教委員長の報告は採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第11号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、厚生常任委員会の審査報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

蒲生光男厚生常任委員長 今期、第5回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第55号、長井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、総務省通知の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正等により、所要の改正を行うため提案されたものであります。